

## 2. プログラムの送信

LANによりホスト・コンピュータのCPUから生徒用ターミナルのCPUにプログラムを送信して利用する場合には、受信端末内のRAMにおけるプログラムの蓄積が、スイッチを切れば消えるという意味で恒常的なものでないため、複製権が働くか否かは解釈上必ずしも明確ではありません。

しかし、実態としては各端末のハードディスクにプログラムをインストールすることと差違はなく、法的評価としては「複製」に該当し得ると解することが自然とも思われます。

この点については、平成9年の著作権法改正により、同一構内の送信であっても、プログラムについては公衆送信権が働くこととされ（法第2条第1項第7号の2）、「複製」に該当するかどうかはともかくとして、送信行為について権利が働きますので、このような形態の利用をする場合には、権利者の許諾を得る必要があります。

また、プログラムの著作物以外のものについては、現在のところ同一構内の送信の場合は公衆送信権が働きませんが、上記のように「複製」に該当するとも解され得ますので、十分に注意する必要があると思います。